

2013 年 9 月

Tax Update

法人所得税	2
付加価値税	4
外国契約者税	6



要約

- ▶ Decree 92 は法人所得税及び付加価値税に関する改正法に関して、年間売上高 200 億ドン以下の企業に適用される税率は 20%で、2013 年 7 月 1 日以降に発生する公共住宅の販売、リース、割賦販売による所得に適用される税率は 10%などのガイダンスを提供します。
- ▶ 優遇税制の適用を受けている企業が会社形態を変更する場合、事業活動の変更がなければ、変更後、優遇税制を継続して適用する事が可能です。

法人所得税 (CIT)

法人所得税及び付加価値税に関する改正法の多数の規定を運用するための詳細な政令 (Decree) が発行されました。

2013 年 8 月 13 日に、政府は法人所得税及び付加価値税に関する改正法の多数の規定を運用するための詳細な政令 Decree 92/2013/ND-CP を発行しました。

要点は、以下の通りです。

- ▶ 2013 年 7 月 1 日より法人税率 20%が適用対象となる企業の前年の物品販売やサービス提供からの売上高を明確化。
- ▶ 期間の合計が 12 ヶ月未満か、課税期間が 12 ヶ月以上、または 2013 年上期に設立された場合、優遇税制を受けるための対象となる売上高は 2012 年度の月平均の売上高か、2013 年 6 月 30 日までの 2013 年度の月次の平均売上高が 16.7 億ドン以下かどうかで判断します。
- ▶ 税率 20%は資本譲渡、資本拠出権の譲渡、投資プロジェクトの譲渡、投資プロジェクト参加権の譲渡、鉱物の探査・採掘・処理に関する権利譲渡、ベトナム国外で行うビジネス、特売税の対象となるサービスなどから発生する所得には適用されません。
- ▶ 契約日に関わらず、2013 年 7 月 1 日以降に発生する公共住宅の販売、賃貸、割賦販売による所得は税率 10%が適用されます。
- ▶ 2013 年 7 月 1 日より発生する公共住宅の販売、賃貸、割賦販売による収入に対抗するコストを別々に計算できない場合、税率 10%の対象となる所得は同一期間の総所得と公共住宅の販売、賃貸、割賦販売による所得の比率に基づいて計算されます。

▶ 航空サービスに対して、業界の実務及び国際的な基準に沿うように税総局が未完了のサービスに対する売上計上及び課税を、請求書が発行された時点としている点について、将来の改正を検討しています。

▶ 投資奨励地域という条件で優遇税制を受ける場合、奨励地域においてスクラップなどの販売からの所得も同様に優遇税制を受けることができます。

会社形態の変更に対する優遇税制

税総局より発行された Official letter 2704/TCT-CS により、優遇税制の適用を受けている企業が会社形態を変更する場合、事業活動の変更がなければ、変更後、優遇税制を継続して適用する事が可能です。

航空サービスに対する課税所得を確定する時点

税総局より発行された 2013 年 8 月 20 日付け Official Letter 2729/TCT-DNL により、サービスが完了する前に請求書が発行する場合、請求書が発行する時点から課税所得を計上します。

しかし、航空サービスに対して、業界の実務及び国際的な基準に沿うように税総局が規定を改正することを検討しています。

廃棄物の販売の所得に適用する優遇税制

税総局より発行された 2013 年 8 月 14 日付け Official letter 2640/TCT-CS により、投資奨励地域への投資を理由に優遇税制の適用を受ける場合、その地域においてスクラップなどの販売から発生する所得も同様に優遇税制の適用を受けることができます。

要約

- ▶ Decree 92 は 2013 年 7 月 1 日以降の公共住宅の販売・リース・割賦販売に適用される税率 5%、又は 50% 減税に関する追加ガイダンスを提供します。
- ▶ 売主から受領したそれぞれの請求書に基づいて確定される一度の購入に関する銀行送金に対する仕入れ VAT の控除要件。
- ▶ 本社所在地以外の地域でビジネスを行う企業は本社所在地で VAT の納税を行い、ビジネスを行う地域で納税しない場合は、行政罰金を支払する必要があります。
- ▶ プロモーション活動が規定される上限を超える場合、又はプロモーションに関する法律に違反する場合で、当局より中止された場合、上限を超えた分、又は違反した分に対して付加価値税を申告、納税する必要があります。

付加価値所得税 (VAT)

法人所得税及び付加価値税に関する改正法の多数の規定を運用するための詳細な政令 (Decree) が発行されました。

Decree No.92/2013/ND-CP は付加価値税に関する以下のガイダンスを提供します。

- ▶ 2013 年 7 月 1 日以降に締結した公共住宅の販売・リース・割賦販売の契約ならびにそれ以前の契約のうち、2013 年 7 月 1 日以降の期間については税率 5% が適用されます。
- ▶ 公共住宅のリースの場合、2013 年 7 月 1 日以降に契約書に記載された賃貸料を回収する時点に応じて、税率 5% が適用されます (複数期間の賃貸料を前受けする場合を含む)。2013 年 7 月 1 日時点で未回収の賃貸料については、請求書を発行する時点に基づいて税率 5% が適用されます。
- ▶ 床面積が 70 m² 以下で、販売価格が平米当り 1500 万ドン以下のアパートの販売、賃貸、割賦販売に対して、2013 年 7 月 1 日から 2014 年 6 月 30 日まで適用される税率が 50% 減税されます。
- ▶ アパートの販売、割賦販売の契約に対する 50% 減税は 2013 年 7 月 1 日から 2014 年 6 月 30 日までに支払われた金額に適用されます。

売主からの“一日あたり一つの売主”からの購入の定義

銀行送金に対する仕入れ VAT の控除可能の条件についての 2013 年 8 月 2 日付けの Official letter 2481/TCT-KK により、一度の購入は売主から受領したそれぞれの請求書に基づいて確定されます。同一日付で同一の売主から多くの請求書を受ける場合、同一日付での同一売主からの多数購入と見なされます。

他の地域での販売に対する付加価値税の申告

2013年8月2日付けの Official letter No,2484/TCT-CS により、本社所在地以外の地域でビジネスを行う企業は本社所在地で VAT の納税を行う場合、ビジネスを行う地域で追加の VAT を納税する必要はありませんが、行政上の罰金を支払う必要があります。

プロモーション活動に関する付加価値税

2013年8月16日付けの Official letter 2681/TCT-CS により、プロモーション活動が規定される上限を超える場合、又はプロモーションに関する法律に違反するため、当局より活動を停止させられる場合、超えた部分、又は違反した部分に対して付加価値税を申告、納税する必要があります。

外国契約者税（FCT）

要約

- ▶ レストラン・ホテルの管理サービスに適用する法人税の税率は所得が発生する時点に基づいて確定します。
- ▶ 債権の金利、債権価格の割引、預金証書の金利に適用する法人所得税の税率は受領する時点に基づいて確定します。
- ▶ 外国契約者はベトナムにおいて恒久的施設を有せずに、ベトナムにおいて所得が発生しない場合、外国契約者税の対象外となります。

レストラン、ホテル管理サービスに適用する法人所得税の税率

税務総局の2013年8月12日付けのOfficial letter No.2596/TCT-CSにより、レストラン・ホテルの管理サービスに適用する法人税の税率を確定する方法は以下の通りです。

- ▶ ホテル管理サービスの契約に基づき2012年2月29日以前に発生する所得の場合（支払が2012年3月1日以降の場合を含む）：Circular 134/2008/TT-BTCに基づく法人所得税の税率5%が適用されます。
- ▶ ホテル管理サービスの契約に基づき2012年3月1日以降に発生する所得の場合：Circular 60/2012-TT-BTCに基づく法人所得税の税率10%が適用されます。

債権の金利、債権の割引、預金証書の金利に適用する法人所得税の税率

2013年8月14日付けのOfficial Letter 2641/TCT-CSにより、債権の金利、債権の割引、預金証書の金利の所得に適用する法人税の税率を確定する方法は以下の通りです。

- ▶ 2012年2月29日以前に発生する所得：法人税の税率10%
- ▶ 2012年3月1日以降に発生する所得：法人税の税率5%

外国契約者税の免税

2013年8月12日付けのOfficial letter No. 2589/TCT-CSにより、外国契約者がベトナムにおいて恒久的施設を有せず、ベトナムにおいて所得が発生しない場合、外国契約者税の対象外となります。

お問い合わせ先

このニュースレターと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及びアドバイザリー業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ホーチミン事務所

Christopher Butler パートナー

christopher.butler@vn.ey.com

Nitin Jain パートナー

nitin.jain@vn.ey.com

Nhung Tran パートナー

nhung.tran@vn.ey.com

Phat Tan Nguyen シニアマネージャー

phat.tan.nguyen@vn.ey.com

Lea Gracia Molina シニアマネージャー

lea.gracia.molina@vn.ey.com

Ha Thi Khanh Nguyen マネージャー

ha.khanh.nguyen@vn.ey.com

日系企業担当

Takahisa Onose ディレクター

takahisa.onose@vn.ey.com

Teppei Morita マネージャー

teppei.morita@vn.ey.com

ハノイ事務所

Huong Vu パートナー

huong.vu@vn.ey.com

Nitin Jain パートナー

nitin.jain@vn.ey.com

Trang Pham パートナー

trang.pham@vn.ey.com

日系企業担当

Yukihiro Sato マネージャー

yukihiro.sato@vn.ey.com

韓国企業担当

Kyung Hoon Han マネージャー

kyung.hoon.han@vn.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transaction | Advisory

EYについて EY概要

EYはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。弊社は高品質な専門業務やインサイト情報を提供することにより資本市場及びグローバル経済に於ける信頼関係を構築いたします。弊社の顧客に対する約束を守るため、優秀な人材の開発を目指します。そうすることによって、弊社のスタッフ、顧客、コミュニティのために、より良い社会の構築のために積極的役割を担います。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供しておりません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

©2013 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

APAC no. 16000016

ED None

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。